

## 令和元年度からのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

○令和元年度から新体系による研修が開始。研修が**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、各研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（※）が設定された。

※基礎研修：実務経験を満たすまでに2年以内であること。

実践研修：基礎研修終了後、過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験があること。

更新研修：過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること、又は、  
現にサービス管理責任者等として従事していること。

（ただし、旧体系研修受講者は令和5年度末までは実務経験に関係なく更新研修の受講が可能）

○サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施される。

○直接支援業務による実務要件が10年から8年に緩和され、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務が可能。

○経過措置として、令和4年3月31日までに実務経験者が基礎研修修了となった場合は3年間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置が可能。

また、平成31年3月31日までに旧サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修講義部分を修了しているものは、令和6年3月31日までは現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているとみなされる（実務経験に関係なく更新研修が受講可能）。

